

KSK 令和 4 年 5 月号 川身協事務局通信

公益財団法人 川崎市身体障害者協会
川崎市障害者社会参加推進センター
川崎市障害者スポーツ協会
TEL044-244-3975 FAX044-246-6943
E-mail : zksk@nifty.com
ホームページ : <http://kawashinkyo.org>

今号は福祉大会にて議決された要望事項の回答を掲載した特別号となります

☆令和 4 年度に向けての要望書に対する市からの回答☆

令和 3 年度川崎市身体障害者福祉大会(令和 3 年 7 月 4 日開催)において
議決された要望事項に対する川崎市からの回答を掲載いたします。

1 (視覚)

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を速やかに実施し、自営業も含め広く視覚障害者の就労を促進する支援の仕組みを確立することを要望します。

【回答】

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業につきましては、事業実施に向けて、令和 2 年度に示された国の方針を基に、対象サービス、対象者の範囲、支給の要件等の課題整理について、他自治体の状況の聞き取りを行いながら進めているところでございます。

今後につきましても、関係機関と連携しながら、重度障害者の就労支援の充実を図れるよう、事業の実施に向けての取組を進めてまいります。

(健康福祉局)

2 (聴覚)

情報保障の充実を要望します。

【回答】

聴覚障害者の情報提供については、市内唯一の聴覚障害者情報提供施設である聴覚障害者情報文化センターと調整し、平時、非常時を問わず手話通訳者・要約筆記者の派遣や相談受付等を実施しているところです。

また、近年、ICT 技術を活用した様々な情報の基盤整備が進められておりますので、聴覚障害者情報文化センターや聴覚障害者団体等と協力して情報保障の充実にも努めてまいります。

(健康福祉局)

3 (脊損)

「障害者移動サービス券(仮称)」交付制度の実施を要望します。

【回答】

「障害者移動サービス券(仮称)」に含まれている「自動車燃料費」の助成につきましては、サービス券の交付を行った場合にセルフ式のガソリンスタンドでの利用が難しいこと、助成対象とする運転者の範囲をどう設定するかということ、また、御本人の外出以外での利用も可能であることなどの課題があります。

「川崎市重度障害者福祉タクシー利用券」「川崎市ふれあいフリーパス」「自動車燃料費」のいずれにも使用できる「障害者移動サービス券(仮称)」につきましては、川崎市ふれあいフリーパスのみ利用可能である障害者との公平性の問題や財政的な課題などがあります。

今後につきましては、上記の課題を踏まえ、障害者本人の移動手段確保という制度の目的や、障害者の移動手段確保対策事業全体として、持続可能な制度として事業を継続していくことを念頭に置いた上で、各障害者団体等からの御意見も伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

(健康福祉局)

4 (オストミー)

ストーマ装具が災害時に、即、使用できるように自宅近くの避難所に個人用の装具を保管できる場所を確保するように要望します。

【回答】

ストーマ装具やストーマ用品等は形状等が多種多様で、かつ、個別性が高いものであることから、御自身の取組として備えていただきたいと考えております。

しかし、家屋が倒壊し、持ち出しが困難となる場合もありますことから、現在 150 個を公助として備蓄しているところです。

避難所は避難が必要な方を一時的に受け入れる施設で、小中学校は本来、教育を行うための公共施設であり、また、医務室は、災害発生時は避難所運営に利用するため、避難者の立入を制限する場所とされており、平常時から個人用物資の保管は困難であると考えております。

備蓄品ストーマ装具等については、関係団体の御意見を伺いながら、関係局区と連携し、検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

(健康福祉局)

5 (難聴)

要約筆記者の遠隔情報保障に在宅入力を要望します。

【回答】

要約筆記者の遠隔情報保障につきましては、令和 2 年度より聴覚障害者情報文化センターにおいて、遠隔による要約筆記を実施しているところでございます。登録要約筆記者による在宅での遠隔要約筆記につきましては、聴覚障害者情報文化センターでの遠隔要約筆記のニーズや実施状況をふまえ、検討してまいりたいと存じます。

(健康福祉局)

6 (腎臓)

「重度身体障害者医療費助成制度(マル障)」について、障害児者・透析者が負担なく医療が受けられるよう現行制度のまま維持継続を要望します。

【回答】

重度障害者医療費助成制度につきましては、重度の障害がある方の健康保持並びに福祉の増進を図るため、県の全額補助事業として、昭和 48 年度から医療費の自己負担分を助成しているものでございます。

しかしながら、制度発足当時と比べまして、度重なる医療制度改革や対象者数の増加等により事業費が年々増加する一方で、神奈川県が年齢制限、一部負担金の導入及び所得制限を実施したことにより、補助額が削減されている状況にあります。

本市におきましては、平成 25 年 10 月に精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方を新たに対象とする改正(入院に係る医療費を除きます。)を行い、令和 3 年度も引き続き県の補助対象外の方についても現行どおり市単独で助成を行っているところです。

令和 4 年度以降の対応につきましては、今後も制度の安定性・継続性が重要であると考えておりますので、制度の趣旨を踏まえ医療保険制度である特定疾病療養や国公費負担制度である自立支援医療(更生医療・精神通院医療)等の優先使用(重度障害者医療費助成制度の適正運用)について周知を図りつつ、国・県・他都市の動向を注視し慎重に検討を進めてまいりたいと存じます。

(健康福祉局)



7 (川身協)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための「新しい生活様式」における障害者への配慮を要望します。

【回答】

これまで新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、障害のある方が安心・安全に必要な障害福祉サービスを利用できるようにするため、障害福祉サービス事業者へのマスクや消毒液など衛生用品の配布等の取組を行ってきたところでございます。

今後につきましても、障害のある方が安心・安全に日常生活をお過ごしできるよう、施設等での新型コロナウイルス感染拡大防止の取組や障害のある方への理解を深める取組を進めてまいりたいと考えております。

追加(3回目)接種につきましては、令和4年2月以降、高齢者をはじめ、順次、一般の方への接種が開始されますが、本市では、「個別接種」を基本に、「集団接種」や「巡回接種」を組み合わせ実施する予定でございます。

集団接種におきましては、タブレット端末を活用した遠隔手話通訳や随行者同伴による接種など、それぞれの障害特性に配慮した会場運営を行ってまいります。

また、個別接種では、身近で安心してワクチン接種を受けられるよう、地域の医療機関の御協力のもと接種体制を構築してまいります。

併せて、巡回接種では、入所・通所施設において接種を実施する他、通常の体制では接種が難しく特別な配慮が必要な障害のある方(知的・精神)に対しましては、対象者が安心して接種を受けられるよう市内に臨時的な接種場所を確保するなど、巡回方式により接種機会を提供できるよう調整を進めてまいります。

引き続き、追加接種の円滑な実施に向けて体制を整備してまいります。(健康福祉局)

追加1-1 (難聴)

福祉バスにヒアリングループの設置

【回答】

「川崎市障害者福祉バス運行事業」は、障害者の社会参加を促進するために、社会見学やレクリエーション等の事業を行う際に利用していただく福祉バスを運行する事業でございます。

ヒアリングループの設置につきましては、福祉バス事業者等の御意見も伺いながら、他都市の実施状況等もふまえ、検討してまいりたいと考えております。(健康福祉局)

追加1-2 (難聴)

要約筆記者養成講座の難聴講師を2名へ増員

【回答】

要約筆記者養成講座は、平成28年度から「手書き」と「パソコン」の2コースで開催させていただいております。

令和3年度の第4期指定管理期間から、講師料の増額等を行うことができるよう指定管理料上限額について引き上げを行っておりますが、講師の体制については、引き続き事業の見直しにおいて検討してまいりたいと存じます。(健康福祉局)

追加1-3 (難聴)

会議のための情文センター分室の設置

【回答】

身体障害者及び付添者や福祉活動をしている方は聴覚障害者情報文化センター以外にも市内に4か所ある身体障害者福祉会館も会議等にご利用いただくことができますので、ぜひご活用ください。(健康福祉局)

追加2-1 (オストミー)

日常生活用具のストーマ装具の給付基準額をイレオストメイト(回腸人工肛門保有者)も、ウロストメイト(人工膀胱保有者)と同額の12,500円とするよう要望します。

【回答】

現在川崎市では、日常生活用具のストーマ装具の上限額を、人工肛門用が9,500円、人工膀胱用が12,500円となっております。

今後とも皆様の御意見等をもとに有効的に制度を活用出来るよう、運用面について検討してまいりたいと考えております。(健康福祉局)

追加 2-2 (オストミー)

川崎市看護協会に対して介護福祉士やヘルパーに、ストーマ装具の交換及びストーマケア講習を実施するよう委託することを要望します。

【回答】

本市におきましては、川崎市看護協会に対して訪問看護師養成講習会の実施を委託しており、その中において、褥瘡・スキンケアの基礎知識の講義を行っているところです。(健康福祉局)

追加 2-3 (オストミー)

かわさき基準認証を受けた「i-anza (いい安座)」を「住宅設備改良」又は「自立促進用具」の給付対象にするよう要綱を変更することを要望します。

【回答】

川崎市在宅重度障害者(児)やさしい住まい推進事業は、在宅生活での必要な動作に制限を受けている障害者(児)に対して、住宅の改修又は自立促進用具の交付を行うことにより、ご本人の自立の促進や、それに伴う介助者の負担軽減を目的としています。給付の決定にあたっては、対象者の身体状況や住宅環境等について調査した上で、それらの内容に基づいて可否の決定を行っています。そのため、「i-anza (いい安座)」を一律に給付対象とすることは難しいものと考えます。

(健康福祉局)

追加 2-4 (オストミー)

医療的ケアが介護士やヘルパーが出来るように研修することを要望します

【回答】

本市におきましては、民間事業者に委託し施設及び在宅において、介護職員が一般的に禁止されている、胃ろう、経管栄養、喀たん吸引等の医療行為を可能とする、「たんの吸引等研修」を行っているところです。(健康福祉局)

追加 2-5 (オストミー)

日常生活用具給付対象の洗腸用具を明確にする事を要望します。

【回答】

洗腸用具につきましては、日常生活用具の洗腸装具として、6か月13,000円の給付を行っているところです。

(健康福祉局)

追加 2-6 (オストミー)

日常生活用具給付対象品に、消臭潤滑剤(商品名:ニオフ)を追加することを明確にする事を要望します。

【回答】

本用具につきまして、皆様の御意見等をもとに有効的に制度を活用出来るよう、運用面について検討してまいりたいと考えております。(健康福祉局)

追加 2-7 (オストミー)

日常生活用具給付の回数を、従来通り年3回にするように要望します。

【回答】

日常生活用具給付事業のうち、紙おむつなどの継続品目の給付については、年3回の更新手続きが負担となっているので減らしてほしいという御要望を、利用者の皆様から数多くいただいたことから、令和3年度から年2回の更新に変更したところです。そのため、今後は、制度の移行状況を注視してまいりたいと考えております。

(健康福祉局)

発行人 神奈川県障害者定期刊行物協会

〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1752番地

障害者スポーツ文化センター横浜ラポール3F 横浜市車椅子の会内

編集人 公益財団法人川崎市身体障害者協会事務局

〒210-0834 川崎市川崎区大島1-8-6 南部身体障害者福祉会館3F

頒価 10円